

## 音霊鑑定士養成アカデミー 受講に関わる確認書

アルシオラ株式会社(以下「主催者」という)が提供する音霊鑑定士養成アカデミー(以下「本コース」という)に参加するにあたり、本コースの参加希望者(以下「参加希望者」という)は、本確認書について、合意するものとします。

### 【本確認書の承諾および変更】

1.参加希望者による本コースの申し込みを主催者が承諾した場合、本コースの提供に係る契約(以下、「本契約」という)が成立したものとし、本コースの受講者(以下「受講者」という)は本確認書の内容を承諾したものとみなされます。

2.主催者は、本確認書を変更する場合、以下の各号に掲げる事由があるときは、本確認書を変更する旨、変更後の本確認書の内容及びその効力発生時期を受講者に通知するものとします。

(1)本確認書の変更が、受講者の一般の利益に適合するとき

(2)本確認書の変更が、本契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の事情に照らして合理的なものであるとき

3.本確認書の変更が通知された後に、受講者が本コースを受講した場合には、受講者は変更された確認書に同意したものとみなされ、変更後の確認書が受講者に適用されます。

### 【受講者情報の変更】

受講者は自己の登録情報に変更があった場合、速やかに当該変更事項の連絡を主催者に対して行うものとします。主催者は内容の届け出があった場合には、当該届出に従って登録内容を変更するものとします。届出がなかったことで、受講者が何らかの不利益を被った場合、主催者は一切その責任を負いません。

### 【受講料金に関して】

1.本コースの受講料は、受講者自身の都合による途中退会や不参加の場合、その他いかなる理由があっても返金はいたしません。また、分割支払いを選択されている場合も、当初の支払い予定額を全額お支払いいただきます。

2.受講者が分割払いを怠った場合、主催者に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、受講者は直ちに残りの債務を弁済しなければなりません。

### 【受講期間】

本コースの受講期間は、2026年3月1日～2026年9月27日までとなり、講義内容の録画は2027年9月27日まで視聴可能です。

### 【講義内容に関する権利および注意事項】

1.本コースに含まれる一切のノウハウ、アイデア、手法その他情報、本コースにおいて提供される教材、資料および映像などの記録媒体、その他一切の著作物、ならびに本コースで使用される一切の名称および標章(以下合わせて「本コース内容」という)についての著作権および商標権その他一切の権利及びノウハウは、全て主催者に帰属しています。

受講者は原則として、主催者の事前承諾なく、複製または転載等の使用を行う等、これらの権利及びノウハウを侵害する行為を行ってはならないものとします。

2.受講者は、講義内容を原則自己の学習の目的にのみ使用するものとします。

3.本コースにZoomで参加する場合、画面の録音録画(画面越しの録音録画含む)は、禁止とします。

4.毎回の講義データ（映像、音声、スライド等）は、主催者より受講者に提供します。但し、講義を通じて知り得た一切の情報は、受講者同士での共有にとどめ、外部への譲渡や頒布、映像、音声、スライド等を講演やセミナー等で使用することは禁止とします。講義データ（映像、音声、スライド等）の著作権は、主催者に帰属します。

5.講義内の投影されたデータやホワイトボードの画面キャプチャやメモは可能です。また、画面キャプチャした講師及び他受講者の方の写真を各種メディアに使用する場合は、必ず本人に確認を行い、無断で使用することのないようご注意ください。

6.本コース内で知り得た講師及び他受講者の情報に関しては、秘密として取り扱うこととし、これらの情報を本コース受講の目的以外に使用し、または第三者に開示することを禁止します。

#### 【契約の解除】

1.主催者は、受講者が次の各号のいずれか一つに該当したときは、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができます。

- ①本契約に定める条項に違反し、受講者に対し催告したにもかかわらず14日以内に当該違反が是正されないとき
- ②監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき
- ③支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形もしくは小切手が不渡りとなったとき
- ④第三者より差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
- ⑤破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき
- ⑥資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき
- ⑦本コースの運営を妨害したとき
- ⑧その他、前各号に準じる事由が生じたとき

2.前項の場合、受講者は、解除によって主催者が被った損害の一切を賠償するものとします。

#### 【反社会的勢力の排除】

1.受講者は、主催者に対し、次の各号の事項を確約します。

- ①自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ではないこと
- ②自らの役員(取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと
- ③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと

④自ら又は第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないこと

ア 主催者に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて主催者の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2.主催者は、受講者が次のいずれかに該当した場合には、受講者に対し何らの催告を要せずして、本契約を解除することができます。

①前項1又は2の確約に反する表明をしたことが判明した場合

②前項3の確約に反し本契約をしたことが判明した場合

③前項4の確約に反した行為をした場合

3.前項の規定により本契約が解除された場合には、受講者は主催者に対して、損害賠償するものとします。

4.第二項の規定により本契約が解除された場合には、受講者は、解除による損害について、主催者に対し一切の請求を行わないものとします。

#### 【損害賠償】

受講者は、本契約に違反し、主催者に損害を与えた場合には、主催者に対しその損害を賠償しなければなりません。

#### 【契約の協議】

主催者及び受講者は、本契約の規定に関する解釈上の疑義、又は規定に定めのない事項については、法令及び商慣習によるほか、信義誠実の精神に基づき協議を行い解決するものとします。

#### 【合意管轄裁判所】

本契約に係る一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 【受講にあたってのご留意点】

1.本コースで得た情報の使用や活用の結果については、受講者の自己責任となります。プログラムの内容や助言、アドバイスに関する活用については、受講者自らの責任で判断し、活用するものとします。主催者はいかなる保証も行わないものとします。

2.受講者同士のやりとりに関しては、受講者の責任で行うものとします。主催者は一切の責任を負いません。

音霊鑑定士養成アカデミーに参加するにあたり、以上を確認し、合意します。

アルシオラ株式会社  
住所:東京都港区北青山一丁目3番1号  
アールキューブ青山3階  
代表者:福本 昇太郎

